

豊明市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置条例

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、豊明市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(担当事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の検証に関する事項
- (3) その他総合戦略に関し必要と認める事項

(委員)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募により選出された市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係機関及び団体の代表
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、行政経営部企画政策課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。